

顧客本位の業務運営に関する原則に対する
弊社取り組み状況について

2022年6月29日



原則 2. 顧客の最善の利益の追求について

- ・ 真にお客様の立場に立って資産運用のアドバイスが行えるよう弊社はIFAに対し営業ノルマは課しておりません。
- ・ 弊社は、IFAの行動規範である「IFAの誓い」を制定しその実践を求めています。

原則 2. 顧客の最善の利益の追求について (注)

IFAの不断の研鑽の機会となる複数の運用会社等による勉強会を継続的に開催しています。また、IFAとしての技能向上につながる研修機会等を提供し、会社として、顧客の最善の利益を追求するIFAの業務支援・成功支援を積極的に実施しています。

- * 運用会社勉強会 1 2 8 回※、IFA向け研修・勉強会の開催 2 3 回※
※2021年4月～2022年3月開催分

原則3. 利益相反の適切な管理について

- ・ 弊社はお客様との「利益相反」を防ぎ、真の意味でIFAの独立性・中立性を堅持するため、会社からIFAに対し、提案商品の推奨等を行っておりません。
- ・ 弊社では行動規範として「IFAの誓い」を制定しており、IFAが「IFAの誓い」に共感していることがお客様本位の業務運営の根幹だと考え、その実践をIFAに求めています。

原則3. 利益相反の適切な管理について（注）

- ・ 弊社が、お客様への金融商品の販売・推奨等に伴って、商品の提供会社から委託手数料等の支払を受けることはありません。
- ・ 弊社は、グループ会社から商品の提供を受けることはありません。
- ・ 資産運用先の選定にかかる利益相反の可能性について、弊社では、法人営業部門を有しておらず、法人取引状況を考慮した資産運用先の選定に関する利益相反の可能性はありません。

原則4. 手数料等の明確化について

所属金融商品取引業者の説明資料やホームページ等を使用して、お客様が負担する手数料その他の費用を、積極的にかつ分かりやすく情報提供しています。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供について

- ・所属金融商品取引業者の説明資料やホームページ等を使用して、お客様にとって重要な情報を分かりやすく提供しています。
- ・弊社の基本情報等については、「重要情報シート」（金融事業者編）をホームページにて公表しています。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供について（注1）

所属金融商品取引業者の説明資料やホームページ等を使用して、お客様にとって重要な情報を分かりやすく提供しています。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供について（注2）

複数の投資信託を投資対象とした投資一任契約（パッケージとしてのサービス）に関しても、所属金融商品取引業者の説明資料やホームページ等を使用して、お客様にとって重要な情報を分かりやすく提供しています。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供について（注3）

口座開設時に、資産状況、取引経験、取引目的などをお伺いし、開設後も継続的かつ積極的に情報の把握に努めています。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供について（注4）

- ・所属金融商品取引業者の説明資料やホームページ等を使用して、お客様にとって重要な情報を分かりやすく提供しています。
- ・一部の複雑な商品については「重要情報シート」（個別商品編）を用いた商品説明に取り組んでおります。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供について（注5）

- ・信用取引など、リスクの高い取引に際しては、お客様の申し込み時点において、各商品の取引経験、商品ルールを理解、リスクに対する理解、資力の確認などをさせていただいたうえで、所属金融商品取引業者に取引の可否を申請しており、さらに取引期間中も継続的に状況を確認しています。

原則6. 顧客にふさわしいサービスの提供について

口座開設時に、資産状況、取引経験、取引目的などをお伺いし、開設後も継続的かつ積極的に情報の把握に努めています。

原則6. 顧客にふさわしいサービスの提供について（注1）

お客様のご意向に基づき、ライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、具体的な金融商品・サービスの提案を行っています。また、長期的な視点に配慮した適切なフォローアップを行っております。

原則6. 顧客にふさわしいサービスの提供について（注2）

複数の投資信託を投資対象とした投資一任契約（パッケージとしてのサービス）に関しては、お客様ごとの投資方針決定のため、事前の問診を行い、サービス提供の同意を含む投資一任契約を締結したうえで、サービスを提供しています。

原則6. 顧客にふさわしいサービスの提供について（注3）

当社での金融商品の組成はありません。

原則6. 顧客にふさわしいサービスの提供について（注4）

信用取引など、リスクの高い取引に際しては、お客様の申し込み時点において、各商品の取引経験、商品ルールを理解、リスクに対する理解、資力の確認などをさせていただいたうえで、所属金融商品取引業者に取引の可否を申請しており、さらに取引期間中も継続的に状況を確認しています。

原則6. 顧客にふさわしいサービスの提供について（注5）

IFAとしての技能向上につながる研修機会等を提供し、会社として、顧客の最善の利益を追求するIFAの業務支援・成功支援を積極的に実施しています。

原則7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等について

- ・弊社では行動規範として「IFAの誓い」を制定しており、IFAが「IFAの誓い」に共感していることがお客様本位の業務運営の根幹だと考え、その実践をIFAに求めています。
- ・全所属IFAを対象に、「顧客本位の業務運営」の実践に向けての研修を実施しています。

原則7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等について（注）

- ・全所属IFA向けの月に一度の研修会においては、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理の促進に向け、弊社の「顧客本位の業務運営」の考え方や「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に基づく弊社の取組み等について周知・徹底を図っています。

Ai AIPF
株式会社 アイ・パートナーズ フィナンシャル